

平成 30 年度  
定期 監 査 報 告 書

市民環境部（一部）

産業振興課

文化・観光・スポーツ課

川西市監査委員



平成31年3月20日

川西市長  
越田 謙治郎 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 坂口 美佳

#### 定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、別紙のとおりです。  
同条第9項の規定に基づき提出します。

記

市民環境部の内  
産業振興課  
文化・観光・スポーツ課



# 定期監査報告書

## 1 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

## 2 監査の対象

下記の監査対象部局に係る平成 30 年度（30 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

市民環境部の内  
産業振興課  
文化・観光・スポーツ課

## 3 監査の期間

平成 30 年 10 月 23 日から 31 年 2 月 12 日まで

## 4 監査の方法

監査対象部局に対し、平成 30 年度の財務に関する書類（30 年 9 月 30 日現在）の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを主眼点として、関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

## 5 監査の結果

監査の結果、次のとおり事務処理の一部に改善、検討を要する事例が見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

なお、前回の定期監査で指摘した事項について、措置又は改善がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理が行われるよう改めて改善に取り組まれない。

（注）本報告書における表示方法は、以下のとおりである。

- （1）文中の金額                      万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て
- （2）文中・表中の比率              表示単位未満の端数は、四捨五入

## 《 産業振興課 》

### 1 労働福祉対策事業補助金について

労働福祉対策事業補助金は、市労働福祉対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条で、「地域労働者に対する教養文化の向上事業に要する経費の一部」を補助することを目的として交付されている。要綱第2条に補助対象となる労働組合団体が定められているが、対象団体の一つである連合川西・猪名川地区連絡会の平成30年度補助事業等実績報告書を確認すると、補助対象事業経費として、ゴルフ大会経費（ゴルフ場利用料、大会商品代）が計上されている事例が見受けられた。前回（25年度）の定期監査においても同様の事例が見受けられたため、「補助対象となる事業については、真に公益性のある事業に該当するかどうかの精査が必要であり、当該補助金においても、用途基準を設けるなど対象経費の明確化を図りたい。」と指摘していたが、改善されていないため、市民への説明責任を果たすためにも、補助目的と補助対象事業の妥当性を精査し、実施事業の検討を図りたい。

### 2 市融資あっせん制度に係る預託金について

市では、市内中小企業者を育成・助長するとともに、市内産業の近代化、企業合理化の促進及び産業公害の防止に寄与することを目的に、各種事業資金の融資あっせんを行っている。

課は、市中小企業振興資金融資あっせん制度要綱及び市中小企業団体融資あっせん制度要綱に基づき、融資準備基金として取扱金融機関に預託しているが、以下の事例が見受けられたため、適正な事務手続きに留意されたい。また（2）については、前回（平成25年度）の定期監査においても同様の指摘をしていたが、改善されていないため、より一層適正な預託金の管理を徹底されたい。

#### （1）市中小企業振興資金あっせん制度預託金について

市資金管理方針では、制度融資に係る預託金の管理に「ペイオフ対応の公金保護策としては相殺枠内の預託金については相殺できる様に管理し、相殺枠を超える預託金及び相殺枠のない金融機関への預託金については、普通預金口座（無利息型）で管理することを原則とする。」と規定されている。しかし、市が借入を行っていない相殺枠のない金融機関に対しても期日指定定期預金で預託されていた。

#### （2）市中小企業団体融資あっせん制度預託金について

市中小企業団体融資あっせん制度要綱第4条に「この制度による取扱金融機関への預託方法は普通預金とする。」と規定されているが、期日指定定期預金で預託されていた。

### 3 農業用施設等災害復旧事業費分担金の滞納について

平成26年度の農地災害復旧事業に係る当該分担金において、確定金額を誤って計算し、概算で納付された分担金を221,148円多く還付した。そのため、結果として分担金に不足額が生じ、改めて納付を求めたものであるが、滞納が生じている。

詳細な経緯については、27年度決算時（28年度実施）に確認し、今後、催告書の送付を含めた収納対策に取り組んでいくとの回答があった。しかし、その後の折衝状況を確認したところ、

最後に催告書を送付したのは29年8月であり、それ以後は債権回収に向けた積極的な取り組みが行われていなかった。公平性の観点から、電話や訪問による納付折衝に努めたうえで法的措置を検討するなど方針を定め、滞納に対する取り組みを着実に行われたい。

#### 4 農林業振興支援事業補助金（市農業振興研究会分）の余剰金について

農林業事業の健全な発達と振興及び地域の活性化を図ることを目的として、当該補助金を市農業振興研究会に交付している。当該団体の平成29年度収支決算書において、概算で交付された補助金2,750,000円のうち、事業に要した経費を差し引いた732,092円を市へ戻入すべきところを、実際は翌年度事業に充当する費用が必要であるとして、604,890円を戻入していた。

また、29年度歳入額3,277,134円のうち、605,412円は前年度からの繰越金であった。

補助金の支出に関しては、地方自治法施行令第143条第4項の規定のとおり、事業の履行があった日の属する年度に支出するものであり、補助金以外の事業収入等がない場合は、次年度へ容易に繰り越しせず、余剰金について精算を行うべきである。補助金交付団体に対する交付決定を行う際には、実績報告書等の内容を慎重に審査し、余剰金の精査を的確に実施されたい。

### 《 文化・観光・スポーツ課 》

#### 1 知明湖キャンプ場の指定管理について

知明湖キャンプ場は、一般財団法人一庫ダム湖周辺環境整備センターが指定管理者として指定され、施設の管理運営を行っている（平成31年度からも3年間継続）。

##### (1) 市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づく事務処理について

市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例で、指定管理者は毎年度終了後2カ月以内に事業報告書を提出しなければならない旨が規定されているが、29年度分の実績報告書の実際の提出は30年6月下旬となっていたため、条例に則った適正な事務処理を行われたい。

##### (2) 非常時のマニュアルの整備等について

前回監査時（25年度）において、市知明湖キャンプ場の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）において提出が求められている指定管理者からの非常時のマニュアルが提出されていなかった点を課へ指摘した。

同様に、知明湖キャンプ場の指定管理者監査時（28年度）において、市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づく市知明湖キャンプ場管理要項に定める対応マニュアルの作成及び訓練が行われていなかった点を課へ指摘した。

30年7月豪雨の影響で、知明湖キャンプ場の一部が浸水した際、指定管理者と課が連携をとり、現場確認及び予約者への案内等の災害時対応を行ったが、上記の指摘事項に係る改善措置状況について課へ確認したところ、31年1月になって災害時の対応等を定めた危機管理マニュアルが作成され、31年3月の開園（冬期は休業）に合わせて指定管理者が従業員へ周知し、訓練が行われる予定であるとの説明を受けた。

危機管理マニュアルが作成されただけでは、近年多発しているゲリラ豪雨など、突発的なものも含めた災害が生じた場合における施設使用者の安全管理上問題があるため、課は作成された当該マニュアルが実効性のあるものとするために、マニュアルによる訓練の実施等を含めた指定管理者による管理運営業務が基本協定書等に則って適切に実施されているかを適時確認し、指定管理者に対し必要に応じた指導を行われたい。

## 2 市民体育館及び市民運動場の指定管理の事業報告について

社会体育施設のうち市民体育館及び市民運動場は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて選定された川西市スポーツ・ウェルネス株式会社が施設の整備を行ったうえで指定管理者として指定され、施設の維持管理・運営を行っている（平成28年8月から48年7月末までの予定）。

市民体育館及び市民運動場に関して、市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）における指定管理者の指定に係る手続等を確認したところ、手続条例において、指定管理者から提出のあった事業報告書及び収支決算書（以下「事業報告書等」という。）について、専門的知識を有する者の評価を受けなければならないと規定されているが、当該評価がなされておらず、また、当該事業報告書等を公衆の縦覧に供するものとする規定されているが、当該縦覧もなされていなかった。

指定管理者の作成する事業報告書等について、専門的知識を有する者が客観的に検証し、評価を行い、その結果を指定管理者が行う維持管理・運営業務に反映させることは、指定管理者制度を効果的に運用するために必要であることから、事業報告書等の公衆への縦覧も含め、手続条例に則った適正な事務処理を行われたい。

## 3 キセラ川西プラザ（市低炭素型複合施設）の指定管理について

平成30年9月にオープンしたキセラ川西プラザは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて選定された川西市低炭素型複合施設PFI株式会社が施設の整備を行ったうえで指定管理者として指定され、施設の維持管理・運営を行っている（30年9月から50年3月末までの予定）。

### (1) キセラホール等の使用料の未入金について

キセラ川西プラザ内のキセラホールについては、31年1月の一般利用の開始前から事前に予約の受付を行っており、キセラホール使用料について、30年6月までの受付分は課から使用者へ納付書を送付しており、30年7月以降の受付分については、順次指定管理者が徴収しているが、この指定管理者が収受したキセラホール使用料、共用会議室使用料及びキセラ川西プラザ駐車場使用料が監査時において未調定・未収入となっている（未調定・未収入額は下表のとおり）。

これは、市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業の要求水準書において、事業者（指定管理者）は、毎月の使用料を整理した使用料月次報告書等、市が提出を求めた書類を定期的に作成し提出しなければならない旨が規定されているものの当該報告書が提出されていないこと、及び指定管理者が受け付けたキセラホール使用料等の市への納入について、期日、方法等を規定した具体的な取り決めがなされていないことが原因である。



キセラホール等の使用料に関して、課は早急に指定管理者との間で市への納入に係る具体的な取り決めを定め、指定管理者から使用料等に係る報告書を徴したうえで、当該使用料を市の歳入とする必要がある。

**キセラホール使用料、共用会議室使用料及びキセラ川西プラザ駐車場使用料の未調定・未収入額について（課の調査による）**

（30年12月末現在）

区 分	キセラホール使用料	共用会議室使用料	キセラ川西プラザ 駐車場使用料
7月分	81,780円		
8月分	31,990円		
9月分	81,850円		53,950円
10月分	149,890円	1,500円	923,600円
11月分	85,410円	5,700円	1,176,800円
12月分	191,750円		1,162,800円
合計	622,670円	7,200円	3,317,150円

キセラホール使用料には、ホール以外に大会議室等（大会議室、多目的スタジオ）の使用料を含む。

**(2) 維持管理・運営に係るモニタリングについて**

課は指定管理者の遂行する維持管理・運營業務について、市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業の要求水準書に基づく要求水準に適合しているかについて、モニタリングを行うこととなっている。

維持管理・運營業務に係るモニタリングの方法については、課が指定管理者側からモニタリング項目の提案を受け、当該提案について委託しているコンサルタント会社のアドバイスを参考にして項目を確定（モニタリング実施計画書を作成）したうえで、当該モニタリング実施計画書に基づき実施する。

監査時において、維持管理・運営に係るモニタリングの進捗等について確認したところ、未だ指定管理者側からのモニタリング項目の提案がなされていない状況であるとの説明を受けた。

PFI事業におけるモニタリングは、指定管理者が提供するサービスが市の要求水準に達しているかを確認するものであり、仮に当該水準に達していない場合には、市が支払うものとしてあらかじめ予定されているPFI事業委託料（指定管理料を含む）が減額となるなど、指定管理料を決定するための重要な基礎であることから、早急にモニタリングについて、その項目を確定し、実施する必要がある。

**4 非公募による指定管理者の選定について**

「芸術・文化施設（1施設）、社会体育施設（3施設）及び東久代運動公園」の指定管理者について、平成31年3月31日をもって指定期間が終了することから、31年4月1日から5年間の指定管理者について、現在の事業者である公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）を引き続き非公募により選定している。

非公募としている主な理由として、財団は、文化・スポーツ施設等の指定管理者として、長きに渡り運営及び施設の維持管理を行ってきたことで高い専門性やノウハウを有している

こと、指定管理業務に際しては、芸術・文化・スポーツのそれぞれの分野において、横断的な取組みを展開し、利用者のニーズに対応した企画を展開するなど多彩な文化活動の推進を目的としたサービスの提供を行っていること、文化・スポーツに係る各種団体と長年培われた信頼関係を築いており、地域に根差した活動を積極的に行い、市内における文化活動の推進を図っていること、また、財政面においても、財団の収支決算書等について、専門的知識を有する外部評価者から、文化・スポーツ両施設ともに良好な外部評価を得ていること等により、文化・スポーツ両施設について、財団を引き続き選定する必要があるとしている。

指定管理者選定にあたっては、公平性及び透明性を確保することが重要である。他の社会体育施設等においては、他事業者を選定している事例があることから、市民や他事業者への説明責任を果たすためにも、非公募としなければならない理由が市民等に理解が得られるのか、選定の有り方について検証を行う必要がある。

## 5 補助金等交付団体の会計事務について

課は、下記の複数の補助金等交付団体の事務局を担当して会計事務を行っているため、取り扱う金額も高額となっている。

各団体の現金及び預金通帳等は課内で管理されており、保管現金額が最も多い団体の年間保有額は約5万円で、預金額では約530万円（平成30年9月30日時点）の団体があり、内部統制（マニュアルの整備、事務手続きとリスクを可視化し自ら統制する仕組み）上、リスクのある状況となっている。

事故等を未然に防止するためにも、その対応や責任の所在を明確にするとともに、課の内部統制が十分に機能するよう、検討を行われたい。

< 課に事務局が置かれている団体 >

- ・市体育協会
- ・市スポーツ少年団
- ・川西一庫ダム周遊マラソン大会実行委員会
- ・市観光協会
- ・       "       （源氏まつり会計）
- ・市国際交流協会
- ・川西おもろ能実行委員会
- ・猪名川花火大会開催委員会（市主催の事業）